委 員 会 行 政 調 査 報 告 書

令和８年９月２４日

尾張旭市議会議長　殿

福祉文教委員長
櫻　井　直　樹

本委員会は所管事務調査のため下記のとおり行政調査を行いましたので、報告します。

期日等	期　　日	調　　査　　先
	令和８年８月５日	兵庫県芦屋市
	令和８年８月６日	京都府京都市
参加者	計　７　名	
	櫻井直樹、勝股修二、秋田さとし、芦原美佳子、榊原利宏、陣矢幸司、	
	若杉たかし	
調査項目及び内容	○　兵庫県芦屋市	
	「外国人児童生徒の初期日本語教育について」	
	○　京都府京都市	
	「放課後子ども教室推進事業～放課後まなび教室～について」	
	（行政調査の成果等は別紙にて報告）	
その他	参考資料は別添のとおり	

芦屋市行政調査報告書

令和８年８月５日に、兵庫県芦屋市を訪問し、「外国人児童生徒の初期日本語教育」について行政調査を行った。

１　行政調査の主旨

福祉文教委員会では、令和８年１月に、「外国人児童生徒への効果的な日本語指導実施について」をテーマに、こども★日本語サポーターズとの意見交換会を行った。

外国人児童生徒への初期日本語教育について、制度化の必要性を参加者全員が認識でき、議長からも制度化するべき課題であり、政策提言に向けて取り組むのに適している課題であるとの助言があった。

そのため、芦屋市への行政調査は、政策提言に向けた所管事務調査としての位置付けで実施した。

２　行政調査の内容

⑴　日本語指導・母語支援の経緯

芦屋市では、国及び県の制度を踏まえ、2005 年 4 月から市独自の支援体制を拡充し、日本語指導・母語支援を体系的に進めてきた。

［国・県の制度］

1999 年 12 月　国の緊急雇用創出事業として、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援を目的として、「多文化共生サポート制度」を開始した。

2005 年 4 月　兵庫県が単独事業として継続し、県内で日本語指導支援体制を整備した。

［市の取組］

2005 年 4 月　県の単独事業化を受け、市として「日本語指導支援ボランティア制度を拡充し、独自の支援体制を開始した。それまでは、教育ボランティア人材バンクを活用していたが、日本語指導に加え、学習支援・保護者対応など、よりきめ細かな支援を実施した。

［市の事業の発展］

2012 年度　県教委の加配により「日本語指導研究推進校事業」を潮見小学校、浜風小学校で実施した。

2013 年度　帰国・外国人児童生徒等教育に対するきめ細かな支援事業を実施。

2019 年度　初期日本語指導教室を設置し、体系的な初期指導を実施。

⑵　支援員の待遇

日本語支援員：謝金 1 回 3,000 円、旅費支給なし、1 回 4 時間以内、週 1 回程度勤務

母語支援員：謝金 1 時間 2,780 円、旅費実費支給、1 日 3 時間程度、週 1 回程度勤務

⑶　教員免許を持たない支援員について

日本語教育支援員の募集要項には、「教員経験者が望ましい」としているが、教員免許を取得していない支援員も在籍している。支援内容に応じて、学校と連携しながら適切に配置している。

⑷　子どもの母語に対応した支援員の応募状況について

県の多文化共生サポート制度では、児童生徒の母語に合致した支援員を採用している。

市の母語支援員制度においても同様に、児童生徒の母語を理解する支援員を採用している。



⑸　初期日本語指導が必要な児童生徒の在籍校への支援員配置について

県費による多文化共生サポーターと市費による日本語支援員を教育委員会が調整の上、配置している。受け入れ直後から継続的な支援を行い、学級担任との連携を通じて、学習面・生活面の定着を図っている。

⑹　取り出し指導における教員の同席について

初期日本語指導は、「特別の教育課程」として実施している。このため、教員免許を所持する支援員が指導を行う場合、教員が同室する必要はない。学校と教育委員会が連携し、児童生徒の状況に応じて適切に指導体制を整えている。

しかし、この場合の取り出し指導は、教科指導の支援であって、来日間もない初期日本語指導については、授業後の午後 4 時 30 分までの時間に指導していることが多い。

⑺　初期日本語教育が制度化できた理由について

初期日本語教育について、芦屋市は、10 年の積み上げがあり、毎年できることを一つずつ実践している。制度化できたのは、年々外国籍の児童生徒が増え、必要に応じて取り組んできたこともあるが、地域の力が大きいと感じている。

3　行政調査の成果

芦屋市は、人口規模や面積が、本市とほぼ同等であるが、財政面では大きな違いがある。

外国人児童生徒への初期日本語教育の取組も歴史があり、現行の制度設計に至っている。本市とは、様々な条件が異なっているが、無償のボランティアに支援を委ねている状況では、該当する児童生徒や指導する教職員にとっても、改善は困難である。

本市の子どもたちのために、課題を明確にし、できるところから一つずつ取り組んでいきたい。

京都市行政調査報告書

令和８年８月６日に、京都府京都市を訪問し、「放課後子ども教室推進事業～放課後まなび教室～」について行政調査を行った。

１　行政調査を実施した経緯

福祉文教委員会で取り組んでいる「政策提言」に向けた検討会で、本市の公立児童クラブ、民間学童クラブでは、いまだに待機児童が出ているという課題が指摘された。特に、夏季長期休業中に、児童クラブ、学童クラブを利用するために、４月当初から申込みをする家庭が多く、このことが待機児童を生み出す原因の一つになっていることも話題になった。そこで、放課後子ども教室推進事業～放課後まなび教室～について、先進事例を行政調査することとした。

京都市では、「放課後まなび教室」「放課後ほっと広場」「児童館・学童クラブ」の３事業を同時に開設しており、待機児童を出さない放課後児童健全育成事業に取り組んでいるため、行政調査を依頼した。

２　行政調査の内容

⑴　「放課後まなび教室」

学校の余裕教室などを活用し、宿題や予習・復習、読書等を通して、子どもたちが自ら学ぶ姿勢を育み、学習の習慣化を図ることを目的として、平成 19 年度より開始。

市内全小学校区 155 校で、完全常設実施している。行政主導でありながら、各学校区の実行委員会に委託し、学習アドバイザーや学習サポーターとして、地域住民、大学生などの地域人材が主体的に参画・運営している。無料。保険料（年額 800 円）。

⑵　「放課後ほっと広場」

「放課後まなび教室」と「学童クラブ機能」をもつ「ゆうゆうクラブ」（昼間留守家庭児童・登録制）の両方を意味しており、小学校施設の中で、学習をしたり、生活の場としての活動をしたり、一体的な活動を行っている。

「ゆうゆうクラブ」は、児童館による学童クラブ事業を実施していない地域において、小学校内で「学童クラブ機能」を有する事業として実施している。月額利用料が必要、おやつ代・保険料は実費負担。

⑶　「児童館・学童クラブ」

児童館事業（自由来館）は、０歳～18 歳の児童と保護者を対象に、遊びや体験活動を通じた児童の健全育成を行っている。無料。

学童クラブ事業は、昼間留守家庭児童（登録制）の家庭に代わる生活の場として、健全育成活動を行っている。月額利用料金が必要、おやつ代・保険料は実費負担。



⑷　待機児童の有無

○「放課後まなび教室」は、定員がないので、待機児童は、発生していない。児童登録は、増加傾向にあり、余裕教室が少ない等の理由で十分な開校日数が確保できていない。

○「放課後ほっと広場」「児童館・学童クラブ」は、平成 24 年度から 15 年連続待機児童ゼロを継続中である。定員はなく、希望があれば全員受け入れている。

⑸　長期休業期間中の運用

○「放課後まなび教室」は、長期休業期間中は、実施していない。

○「児童館」事業は、年間を通じて、午前 10 時から午後 6 時 30 分まで実施している。「児童館・学童クラブ」は、午前 8 時から午後 6 時 30 分まで。土曜日も実施している。

⑹　学校施設利用に関する学校との連携

○「放課後まなび教室」は、小学校放課後の余裕教室を活用している。放課後連携教育主事（校長 OB・OG）を配置し、放課後対策事業の連携について調整を図るほか、保護者に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保の支援、学習アドバイザー及び学習サポーターの活動状況の総括、実行委員会の財務状況の総括を行っている。

○「児童館・学童クラブ」は、小学校敷地内に 69 か所設置し、小学校の空き教室の活用や体育館・グランドを使用している。児童館運営協力委員会で情報共有している。

⑺　スタッフの確保

○「放課後まなび教室」は、スタッフの高齢化や担い手不足により、新規スタッフの確保が課題になっている。そのため、地域への協力依頼やチラシの配架活動、ウェブや各種媒体による広報などで、公募している。スタッフの継続や資質向上に係る取組を行い、スタッフ確保に努めている。スタッフは、特別な資格や経験は不要である。

○「児童館・学童クラブ」は、放課後児童支援員として嘱託職員や会計年度任用職員などを雇用している。

⑻　学習サポーターの謝礼

平成 20 年度の全校実施時における、国の当時の事業予算（補助金等）の積算単価に準じる形で、1 時間あたり 700 円と設定している。

3　行政調査の成果

今回の行政調査にあたり、京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課の皆様が、事前送付の質問事項に対して、きめ細かいプレゼン資料を作成され、丁寧に説明される様子に感動した。子どもたちの放課後健全育成のために、京都市職員の皆様が自信と誇りをもって取り組んでいることが、よく分かった。

市の規模や環境が違うため、同様の取組を行うことは、困難ではあるが、参考になる事例が多いと感じた。本市の子どもたちのために、少しでも工夫を凝らし、放課後健全育成事業に生かしていきたい。